SmartWatch+ 監視サービス　利用約款

第１章 約款に関する総則

第１条（目的）

この約款（以下「本約款」という）は、ＮＥＣネッツエスアイ株式会社（以下「当社」という）が提供する「SmartWatch+ 監視サービス」に係わるサービス（以下「本サービス」という）を利用するための基本条件を定めたものであり、本サービスの利用を申し込むすべてのお客様(以下「契約者」という)に適用されるものとする。

第２条（用語の定義）

本約款において、次の用語の意味は、各号に定めるとおりとする。

（１）「電気通信設備」とは、電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

（２）「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

（３）「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体して設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいう。

（４）「電気通信回線」とは、電気通信事業法にて定める電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備をいう。

（５）「サービスプロバイダ」とは、Amazon Web Services, Inc.、ServiceNow, Inc.、PagerDuty, Inc.、ゾーホージャパン株式会社、NEC ネッツエスアイ株式会社をいう。

（６）「プロバイダサービス」とは、本サービスのうちサービスプロバイダが提供する AWS、ServiceNow、PagerDuty、Site24×7 MSP、S-iDC のコロケーションサービス、S-iDC クラウドホスティングサービス、S-iDC セキュアゲートウェイサービスをいう。

（７）「本サービス用システム」とは、本サービスを提供するために当社またはサービスプロバイダが自己の判断により設置する設備をいう。

（８）「契約者設備」とは、本サービスを利用するために契約者が設置するサーバ、ネットワーク機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含む）をいう。

（９）「監視対象機器」とは、サービス仕様書に定める、本サービスの対象となる契約者が利用するサーバ、ネットワーク機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含む）をいう。

（１０）「接続サービス」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって、契約者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービスその他の接続手段をいう。

（１１）「個別契約」とは、本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいう。

第３条（約款の適用）

１．当社は、本約款の内容に従って本サービスの提供を行い、契約者は本約款の内容に従って本サービスを利用するものとする。

２．本サービスにおいて当社が本約款以外に定めた個別の約款がある場合、当該個別の約款は本約款の一部を構成するものとし、契約者は、本約款のほか当該個別の約款の定めに従い、本サービ

スを利用するものとする。

3．当社は、契約者からの本約款の変更の要求を一切受け付けないものとする。

4．書面その他の方法で提示された約款は参考に提示されたものであって、当社所定の方法により通知する最新の約款が優先して適用されるものとする。

5．当社が契約者に本サービスを提供するにあたり、本約款、個別契約、およびサービス仕様書で規定するほかには、サービスプロバイダが運営するＷｅｂサイト(https://aws.amazon.com/jp/service-terms/)で公開する最新の「AWS のサービス条件」、Ｗｅｂサイト(https://www.servicenow.com/jp/terms-of-use.html)で公開する最新の「ServiceNow ウェブサイト利用規約」、Ｗｅｂサイト(https://www.pagerduty.co.jp/terms-of-service/)で公開する最新の「サービス利用規約」、Ｗｅｂサイト(https://www.site24x7.jp/terms.html)で公開する最新の「サービス規約」、およびその他プロバイダサービスに関して当社が契約者に公開する規約（以下、総称して「プロバイダサービス規約」という）の定めが適用される。なお、本約款、個別契約、サービス仕様書、プロバイダサービス規約の定めに齟齬が生じた場合は、別段の定めがない場合、以下の優先順位とする。

・第一優先： 個別契約
・第二優先： サービス仕様書
・第三優先： 本約款
・第四優先： プロバイダサービス規約

第 4 条（約款の変更）

1．当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとする。本約款が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の本約款に従うものとする。

2．当社は、前項の変更を行う場合は 1 か月以上の予告期間をおいて本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力の発生時期を当社から契約者に対して当社所定の方法により通知するものとする。ただし、変更が軽微で契約者に不利益にならないと当社が判断した場合は、当社所定の方法により通知し、当社が別途定める場合を除き、その通知をした時点をもってその効力が生じるものとする。

3．契約者は本約款の変更後も本サービスの利用を継続することにより、変更後の本約款に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなす。なお、当社は、原則としてかかる変更の内容を契約者に個別に通知しないものとし、契約者は、自己の責任において、最新の本約款を確認のうえ、本サービスを利用するものとする。

4．契約者が変更後の本約款に同意できないときは、第３６条（中途解約）の規定にかかわらず、第 2 項の予告期間中に当社に通知することによって、個別契約を中途解約することができるものとする。

（以下余白）

第２章 本サービスに係る総則

第５条（本サービス）

１．当社が契約者に提供する本サービスの具体的な種類、内容、提供条件その他必要な事項は、本約款に定めるものを除き、別途当社が提示するサービス仕様書（以下「サービス仕様書」という）において定めるものとする。当社が契約者に対し複数の異なる本サービスを提供し、サービス仕様書が複数存在する場合は、それぞれサービス毎に該当するサービス仕様書が適用されるものとする。

２．当社は、当社が本サービス提供に合理的に必要と判断した範囲において、サービス仕様書を契約者の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとする。但し、当該変更が大幅なサービス内容の変更であると当社が判断した場合に限り、契約者に対し、1 か月以上の予告期間をおいて通知するものとし、契約者が当該変更に同意できないときは、第３６条（中途解約）の規定にかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって、個別契約を中途解約することができるものとする。

３．当社は、個別契約締結時および大幅なサービス内容の変更をしたときには、契約者に対し、最新のサービス仕様書を提示するものとし、最新のサービス仕様書が個別契約に適用されるものとする。

第６条（個別契約）

１．契約者が本サービスを利用するにあたっては、契約者および当社の間で個別契約を締結するものとする。なお、当社は次項に定める注文の申込みをもって、契約者が本約款の内容に同意したものとみなす。

２．個別契約は、契約者が当社に対し、当社所定の書面の提示、当社指定のＷｅｂサイトを利用した注文、またはその他当社が認める方法による注文の申込み（以下、総称して「注文」という）を行い、当社が当社所定の書面または電子データにより承諾したとき、またはこれらに代えて、契約者および当社の間で協議の上定めた事項を書面に記載し、契約者および当社が記名押印したときに成立するものとする。これにより、契約者は、個別契約に記載されるサービス提供期間開始日からサービス提供期間満了日まで本サービスを利用することができるものとする。なお、当社は、契約者の注文を受領したときは、その内容を確認の上、合理的な事由により実施困難な場合、または正当な事由により受諾できない場合を除き、これを承諾するものとする。

３．契約者は、本サービスを申込む場合、契約者の担当責任者の氏名および連絡先、その他当社所定の事項を、当社所定の様式により当社に通知するものとする。

第７条（個別契約の変更等）

１．前条により成立した個別契約に基づく本サービスの提供内容等を変更または解約する場合、契約者は当該変更または解約に係る注文を行い、当社が書面または電子データにより承諾したとき、またはこれらに代えて、契約者および当社の間で変更事項等を書面に記載し、契約者および当社が記名押印したときに当該変更または解約に係る個別契約が成立するものとする。なお、この場合において、第６条（個別契約）の規定が準用されるものとする。また、解約する場合には、第３６条（中途解約）の定めによるものとする。

２．前項による個別契約変更後の本サービス提供期間においても満了日は、第６条（個別契約）により成立した個別契約に定める提供期間の満了日と同一とする。ただし、サービス提供期間を変

更した場合はこの限りではない。

第８条（通知）

当社は、本サービスに関する契約者への通知を、契約者と事前に取り決めた方法（当社Ｗｅｂサイトへの掲示、書面の送付、電子メールの送信等）のうち、当社が適当と判断する方法にて行うものとする。

第９条（変更の届出）

１．契約者は、次の各号に規定する事項については、当該事実の発生の３０日前までに、当社にその旨を書面で通知しなければならないものとする。ただし、法に抵触するときは、事実発生後、直ちに当社にその旨を書面で通知するものとする。

（１）商号、住所または代表者に変更あるとき

（２）登録した電話番号、メールアドレス等に変更があるとき

（３）法人の合併または解散を行うとき

２．契約者が前項の通知を怠ったことで、契約者が損害を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、当社が損害を被った場合は、契約者は当社に対し当該損害について責任を負うものとする。

第１０条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、サービス仕様書に定めるものとする。

第１１条（提供区域）

１．本サービスの提供区域は、日本国内を原則とし、契約者の事務所等が日本国外にある場合は、契約者が自己の費用と責任において、日本国内外から電気通信回線等を介して、本サービス用システムに接続できる場合に限り、利用することができるものとする。

２．契約者は、契約者が前項に基づき日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、日本国外から本サービス用システムに対して、情報またはデータ（コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含む）の送信または格納をすることについて、当該情報およびデータの輸出管理の責任が契約者にあることを了解し、これに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替および外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含むが、これに限らないものとする）を遵守するものとする。

第１２条（契約者設備および接続サービス）

１．契約者は、自己の費用と責任において、本サービスに必要な契約者設備すべてを準備し、かつ、電気通信事業法において定める電気通信事業者が提供するインターネットプロトコルによる接続サービスに加入するものとする。

２．契約者は、自己の費用と責任において、前項にて準備した契約者設備および接続サービスを、正常に稼働するよう維持管理するものとする。なお、契約者は、前項にて準備した契約者設備および接続サービスに不具合がある場合、本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

３．契約者は、本サービス用システム、本サービスの利用に係る端末その他の機器およびソフトウ

ェアの操作・使用等について、当社所定の手順、ルール等を遵守しなければならない。

第１３条（ＩＤ等の管理）

１．契約者は、自己の責任において、本サービスの利用に係るＩＤ（メールアドレス)、パスワード等（以下「ＩＤ等」という）不正使用されないよう、厳格に管理しなければならない。

２．契約者は、いかなる場合も、ＩＤ等を第三者に開示、貸与または譲渡をしてはならないものとする。なお、当社は、ＩＤ等のみによって契約者と認識し、当該ＩＤ等による本サービスの利用は、契約者によるものとみなす。

3. 契約者は、ＩＤ等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任を負うものとし、当社はその責任を負わないものとする。

4. 契約者は、ＩＤ等を紛失し、または窃取されたとき、もしくは第三者による本サービスの不正利用、または本サービス用システムへの不正アクセスを知ったときもしくはその疑いのあるときには、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示ある場合は、これに従うものとする。

第１４条（契約者の責任）

１．本約款に別段の定めがある場合を除き、本サービスは、契約者自身の業務における利用を目的として提供されるものあり、契約者は、本サービスを商用目的で使用（有償と無償の別にかかわらず第三者に対して本サービスを提供すること等）することはできないものとする。

２．契約者は、プロバイダサービス規約および次の各号に規定する事項（以下、総称して「禁止事項」という）を行ってはならないものとし、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ当社による本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとする。

（１）有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
（２）第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
（３）第三者を誹謗もしくは中傷し、または名誉を傷つけるような行為
（４）第三者の財産、またはプライバシーを侵害する行為
（５）事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
（６）公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を、他人に公開する行為
（７）その他法令に違反する行為
（８）サービス仕様書に定める義務等に違反する行為
（９）前各号のいずれかに該当するおそれがあると、当社が判断する行為
（１０）その他本サービスの提供を妨げると、当社が判断する行為

３．当社は、契約者が禁止事項のいずれかに該当した場合、契約者に通知することにより本サービスの全部または一部の利用を中止または停止することができるものとする。

４．契約者は、本サービスに関して自己が利用する情報（データおよびコンテンツ）について、必要と判断する場合は、自らの責任でバックアップを取得する等して、保全するものとし、当社は、契約者が利用する情報に関して、理由の如何にかかわらず、何らの責任も負わないものとする。

５．本サービスの利用に関連して、第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、契約者は、自らの費用と責任において、当該紛争の解決にあたるものとし、かつ当社を一切免責する。万一当該紛争に関連して、当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の故意または重過失により生じた場合には、

この限りではない。

6．契約者は、プロバイダサービスと接続する第三者のサービスを利用する場合には、別途当該サービスの提供者との間で当該サービスの利用に関する契約を締結するものとする。

第１５条（本サービスの提供停止）

1．当社は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することができる。この場合、契約者は本サービスが利用できなくなることにつき、合意するものとする。

（1） 本サービスの保守上または工事上、やむを得ないとき

（2） サービスプロバイダがプロバイダサービスの提供を一時停止したとき

（3） 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を一時停止したとき

（4）その他契約者の責に帰すべき事由、本サービス用システムまたは契約者設備の不具合や、本サービス用システムを通じて行われる第三者の行為（サイバーアタック等を指すが、これに限らない）により、当社の業務に著しい支障をきたすとき、またはその虞のあるとき

2．当社は、前項の規定により、本サービスの全部または一部の提供を一時停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知する。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断する場合、当社は、事後速やかにその旨を契約者に通知するものとする。

3．当社は、第１項に定めるいずれかの事由により本サービスを提供できなかったことに関して、契約者または利用者等その他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

第１６条（本サービスの提供中止）

1．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとする。

（1）注文その他契約者が当社に提示する書面または電子データに、虚偽の事項を記載した場合

（2）第３３条（サービス料金等）に基づく本サービスに係る料金等その他の債務について、支払期日を経過しても、なお当社に支払いを行わないとき

（3）契約者が本約款および個別契約に違反したとき

（4）裁判所その他公的機関からの要請または法令に基づき、本サービスの提供を中止するとき

（5）契約者の責に帰すべき事由により、契約者設備または契約者が加入する接続サービスを通じて行われる契約者または第三者の行為（いわゆる迷惑メール送信の踏み台行為やＤｏＳ攻撃等を指すが、これに限られない。以下、本条において同じ。）により、当社の本サービス提供に著しい支障を及ぼすとき、またはその虞のある行為がなされたとき

（6）火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスを提供できないとき

（7）サービスプロバイダが日本国でのプロバイダサービスの提供を止めたとき、またはサービスプロバイダが自国で倒産手続きをしたとき

（8）契約者が第２３条（契約者が実施すべき事項）に定める通知義務を怠ったとき

（9）前各号のほか、運用上あるいは技術上、当社が本サービスの中止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断したとき

2．当社は、前項の規定により本サービスの提供中止を行う場合は、あらかじめその理由および本サービスの提供中止を行う日を、契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとする。

３．当社は、第１項により、契約者または利用者等その他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず、一切責任を負わないものとする。

第１７条（本サービス用システムの修理または復旧）

１．契約者は、本サービスを利用することができない場合、契約者設備、接続サービスに故障のないことを確認のうえ、利用できない旨を当社に通知するものとする。

２.当社は、本サービス用システムに障害または損傷が生じたことにより、本サービスの提供ができなくなったことが判明した場合、その旨を契約者に通知するものとする。

３.当社が必要と認める場合、契約者および当社は、本サービス用システムの修理または復旧の処置等について、協議を行うものとする。

第１８条（事故対応）

契約者および当社は、天災地変、第三者による侵害行為その他本サービスの提供および利用に支障をきたすおそれがある事故が発生した場合には、当該事故の事由によらず、速やかに相手方に通知し、事故後の対策につき協議するよう努めるものとする。

第１９条（通信利用の制限）

１．当社は、電気通信事業法（昭和５９年１２月２５日法律第８６号）第８条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を取ることができるものとする。

２.契約者は、電気通信事業者による気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１５条および同条の二の規定による警報事項の通知により、通信を切断されることがあることを了承するものとする。

第２０条（本サービスの廃止）

１．当社は、本サービスの全部または一部を何時でも廃止できる権利を有するものとする。

２．当社は、本サービスの全部または一部を廃止する場合、廃止日の９０日前までに契約者に対して当社所定の方法により通知するものとする。

３．当社が予期しえない事由（サービスプロバイダによるプロバイダサービスの廃止を含む）または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、本サービスを廃止する場合において９０日前までの通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかに契約者に対して通知を行うものとする。

４．本条に定める手続きに従って通知がなされたときは、当社は本サービスの全部または一部の廃止の結果について何ら責任を負わないものとする。

（以下余白）

第３章 本サービスの内容

第２１条（本サービスの責任）

１．当社は、本サービスの提供にあたり、契約者の特定の目的の適合性、有用性等について一切保証するものではない。

２．当社は、本サービスの提供にあたり、本サービス用システムに保存されているデータの消失、廃棄改変等については、一切保証しないものとする。

第２２条（初期設定作業）

１．当社は、個別契約に定めるサービス開始日までにサービス仕様書に定める本サービスを利用するために必要な事項の登録および交付（以下「初期設定作業」という）を、個別契約に基づきおこなうものとする。

２．当社は、新規の個別契約の申し込みであって、かつ契約者が希望した場合は、個別契約に基づき、本サービス利用にかかわる登録作業（以下「登録作業」という）をおこなうものとする。

３．当社は、第２項とは別に、契約者が第６条（個別契約）および第７条（個別契約の変更等）に基づき個別契約の内容に追加または変更が生じた場合、またはその他契約者から要求があった場合、契約者からの依頼に基づき、別途有償にて当該追加、変更または要求に伴い生じる本サービス利用に係る登録作業をおこなうものとする。

４．本サービスに接続される契約者設備または接続サービスに起因して本サービスが利用できない場合、および契約者設備または接続サービス自身の不具合等については、当社は一切責任を負わないものとする。

第２３条（契約者が実施すべき事項）

１．契約者は、本サービスを利用するにあたり次の各号に定める事項を実施するものとする。

（１）必要な資料および情報を契約者の費用と責任において当社に提供すること

（２）必要な通信環境を契約者の費用と責任において準備すること

（３）監視対象機器について、必要に応じて監視に必要な設定を行うこと

２．契約者は、監視対象機器を正しく運用するために、監視対象機器に関する操作マニュアル等で指定された運用・保守・操作手順等を遵守するものとする。

３．契約者は、監視対象機器の移転もしくは他の機器の接続または監視対象機器に影響を及ぼす工事等を実施する場合には、予めその旨を当社に通知するものとする。

（以下余白）

第４章 一般条項

第２４条（設置場所への立入り）

当社が本サービスを提供するために、本約款または個別契約に定める契約者設備の設置場所等、本サービス利用に係る契約者の施設に立ち入る必要があるときは、当社は、立ち入る旨を事前に契約者に連絡し、契約者の許可を得るものとする。

第２５条（資料の取扱い）

１．契約者および当社は、本約款および個別契約に基づき、相手方から開示または提供される資料（以下「本資料」という）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い、使用するものとする。

（１）本約款および個別契約に規定する目的以外に使用、複製または改変しないこと

（２）善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者に開示および漏洩しないこと

（３）第２９条（秘密保持）に定める秘密情報または第３０条（個人情報の取り扱い）に定める個人情報に該当する場合は、第２９条（秘密保持）および第３０条（個人情報の取り扱い）の定めに従うこと

（４）前各号のほか、著作権その他の権利が本資料の開示または提供によって移転するものではないことを承認すること

２．契約者は、本サービスの提供のために必要な資料の開示を当社から要請された場合は、当該資料を無償で開示するものとする。

３．契約者から開示を受けた資料の内容の誤りまたは契約者による資料の開示の遅延または不足により、本サービスを提供できなかった場合、または契約者が損害を被った場合には、当社は、損害賠償の責を負わないものとする。

第２６条（権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、個別契約により生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは引受けさせてはならないものとする。

第２７条（再委託）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款および個別契約に基づき提供する本サービスの全部または一部のサービスを、当社の費用と責任において、第三者（以下「再委託先」という）に再委託できるものとする。この場合、当社は当該再委託先に対して、第２９条（秘密保持）および第３０条（個人情報の取り扱い）と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第２８条（知的財産権の取扱い）

１．本サービスに関する産業財産権、著作権（著作権法第２７条および第２８条の権利を含む）等の知的財産権（以下「知的財産権」という）は、契約者または第三者が従前から保有していた権利を除き、当社またはサービスプロバイダに帰属するものとする。

２．本サービスの提供の過程で行われた発明、創作等によって生じた知的財産権（ノウハウを含む）については、その発明、創作等が契約者または当社のいずれかの単独で行われたときは、当該知的財産権はそれを行った当事者に帰属し、共同で行われたときは契約者および当社に共有（別途契約者および当社間で寄与分に応じた持分比率を定める。）で帰属するものとする。

3．契約者および当社は、本サービスに関し相手方から提供を受けたプログラム、マニュアルその他の資料について、それらに関する知的財産権を尊重し、個別契約の履行以外の目的に使用しないものとする。

第２９条（秘密保持）

1．本約款および個別契約において秘密情報とは、個別契約の有効期間中、本約款および個別契約に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいう。

（1）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関示される情報

（2）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後３０日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。

2．前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取扱わないものとする。

（1）開示の時点で既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。

（2）開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。

（3）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。

（4）秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。

（5）開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。

3．契約者および当社は、個別契約の有効期間中のみならず個別契約の有効期間終了後３年間、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとする。

4．契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとする。

5．契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみに開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとする。

6．第 3 項および前項にかかわらず、当社は、秘密情報をサービスプロバイダに開示することができるものとし、サービスプロバイダに対して、サービスプロバイダが定める、最新のプロバイダサービス規約、プライバシー保護方針およびサービス方針に基づき秘密保持義務を遵守させるものとする。

7．契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を個別契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとする。

8．本条に定めた規定にかかわらず、契約者および当社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。

9．第３項および第５項にかかわらず、当社は、契約者の承諾を得ることなく、再委託先に対し、本サービスの提供に必要な範囲内で契約者から開示を受けた秘密情報を開示することができるものとする。この場合、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとする。

１０．当社は、本サービスの改良、サービスの維持管理等を目的とする統計調査のため、契約者の本サービスの利用状況、画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用するものとし、契約者はかかる統計調査、二次加工活用を行うことに同意する。

第３０条（個人情報の取り扱い）

１．本約款および個別契約において個人情報とは、本約款および個別契約の有効期間中、本約款および個別契約に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるか否かを問わない。）をいう。

２．契約者および当社は、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）、不正競争防止法、電気通信事業法、不正アクセス禁止法、その他関係法令および「 JIS Q 15001 個人情報保護 マネジメントシステム－要求事項」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編他）」、その他特定分野における個人情報保護に関するガイドライン等ならびに情報システム安全対策基準、コンピュー タ不正アクセス対策基準、コンピュータウイルス対策基準、その他政府機関が公表している情報セキュリティ対策に関する管理基準およびガイドライン等を遵守するものとする。

３．契約者および当社は、個人情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本約款および個別契約の目的以外のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとする。

４． 当社は、契約者の承諾を得ることなく、委託先に対し、本サービスの提供に必要な範囲内で契約者から開示を受けた個人情報を開示することができるものとする。この場合、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該委託先に課すものとする。

５．契約者および当社は、本約款および個別契約の目的以外のために、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。

６．契約者および当社は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないものとする。

７．契約者および当社は、本条に違反して個人情報が本約款および個別契約の目的以外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちに相手方に報告するとともに、当該個人情報の回収等の善後策を速やかに講じるものとする。

８．契約者および当社は、作成した個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。

９．前条に定める秘密情報に該当する個人情報については、本約款の秘密情報に係わる定めに加え、本条の定めをあわせて適用するものとする。

第３１条（不可抗力）

天災地変、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、噴火、火災、放射能汚染、騒乱、政府・政府機関の行為、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、伝染病・感染症等の流行および流行の恐れ、輸送機関・通信回線の事故、

電力不足、石油・ガスなどのエネルギー不足、原材料不足、サイバー攻撃（これらを端緒とする宣言、要請等を含む。）、仕入先・下請負者の倒産または信用不安、その他自然的または人為的な事象であって当社の責めに帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、本約款または個別契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能が生じた場合（これらが仕入先・下請負者に生じた場合を含む。）、当社はその責を負わないものとする。

第３２条（サービス提供期間）

１．本サービスのサービス提供期間（以下「サービス提供期間」という）は、個別契約に定めるものとする。

２．前項のサービス提供期間は、個別契約に特段の定めがない場合、サービス提供期間満了月末日の２か月前までに契約者および当社の何れからも何らの書面による意思表示がなされない場合、更に１年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとする。

３．本サービスの最低利用期間（以下、「最低利用期間」という）は、個別契約で特段の定めのない限り、1 年間とし、契約者は、最低利用期間満了まで個別契約を解約することができないものとする。

第３３条（サービス料金等）

１．本サービスの履行の対価として、契約者は当社に、個別契約に定める本サービスの初期設定作業および登録作業の費用（以下 「導入初期料金」という）ならびに本サービスの利用料（以下「サービス料金」という）を支払うものとする。なお導入初期料金およびサービス料金の金額は、個別契約にて定めるものとする。

２．サービス料金は、日割計算はせず、毎月１日から月末までの料金とし、本サービスの課金の開始日は月の初日、終了日は月の末日とする。

３．契約者は、第２２条（初期設定作業）第３項により生じる登録作業の対価について、別途当社所定の金額を当社に支払うものとする。

４．契約者は、当社に第１項および第３項に定める対価に係る消費税等相当額を支払うものとする。なお、消費税等相当額は、将来において消費税および地方消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

５．契約者は、本サービス提供期間中に第１５条（本サービスの提供停止）から第１９条（通信利用の制限）の規定により本サービスを利用できない期間があった場合においても、かかる期間分も含めたサービス料金を当社に対して支払うものとする。

６．当社は、経済情勢、公租公課等の変動または本サービス内容の変更によりサービス料金の額が不相当となり、料金を変更する必要が生じたときは、当社が合理的と判断する方法で事前に通知することにより、サービス料金を変更することができるものとする。

第３４条（支払方法）

１．当社は、個別契約締結後、遅滞なく、契約者に導入初期料金およびこれにかかる消費税等相当額を請求するものとし、契約者は、当該請求書受領後、個別契約に基づき当社に支払うものとする。

２．契約者は、本サービス提供期間開始月以降のサービス料金およびそれにかかる消費税等相当額を、個別契約に基づき当社に支払うものとする。

3．前２項の他、第３３条（サービス料金等）第３項の対価、および本サービス提供開始後に発生する契約者の固有の要請・事情等への対応に係る費用の支払いについて、当社は、当該対応の発生する都度、契約者に対し別途請求書を発行するものとし、当該請求に係る契約者から当社への支払い方法は第１項に準ずるものとする。
4．本条に係る契約者から当社への支払いに伴う振込手数料は契約者の負担とする。

第３５条（支払遅延）

契約者が、本約款および個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで個別契約に定めるサービス料金につき年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第３６条（中途解約）

1．契約者は、サービス提供期間内に契約者の都合によりやむを得ず個別契約を中途解約する場合、個別契約の解約希望日の２か月前までに当社に書面により通知するものとする。
2．前項の規定にかかわらず、契約者は、最低利用期間満了まで個別契約を解約することができないものとする。ただし、最低利用期間内に契約者の都合によりやむを得ず個別契約を中途解約する場合には、契約者は、個別契約の解約希望日の２か月前までに当社に書面により通知し、最低利用期間に満たない期間に係る未払いのサービス料金（最低利用期間満了日までのサービス料金の総額から、解約日時点における支払済のサービス料金を差し引いた残額のことをいう）およびこれに係る消費税等相当額を一括で当社に支払うことにより解約することができるものとする。また、この場合、契約者が既に当社に支払ったサービス料金およびこれに係る消費税相当額があるときであっても、当社は返金しないものとする。

第３７条（料金未払いによるサービスの提供中止およびその回復）

1．当社は、支払い期日までにサービス料金の入金が確認できなかった場合、当社は、第１６条（本サービスの提供中止）に基づき、当該支払期日をもって本サービスを中止することができるものとする。ただし、本サービスが中止された場合であっても、契約者は、最終利用月までのサービス料金の支払い義務を免れるものではない。
2．第１６条第１項第２号に基づきサービス料金の未払いにより、本サービスの提供が中止された場合で、契約者の希望により本サービスを回復する場合は、未納分に加え、再設定料として別途費用が発生するものとし、契約者はサービス料金に加えて当該再設定料を支払うものとする。なお、再設定料は契約者および当社間の協議のうえ定めるものとする。

第３８条（契約の解除）

1．契約者および当社は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに個別契約の全部または一部を解除できるものとする。当該解除により契約者および当社に損害が発生した場合、契約者および当社は、当該相手方に対し、損害賠償を請求することができるものとする。
（１）本約款または個別契約の条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に当該違反行為が是正されないとき
（２）契約者がサービス料金の支払いを遅延したとき

（3）差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき、または自ら任意整理、清算手続に入ったとき

（4）自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

（5）監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき

（6）資本の減少、営業の全部または重要な一部の休・廃止をなし、もしくは会社が合併によらない解散の決議をしたとき

（7）前各号のほかその財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるときもしくは本約款の継続が著しく困難となる事由が生じたとき

2．契約者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い当社に対して負担する一切の金銭債務全額を直ちに弁済するものとする。

3．契約者が第1項のいずれかに該当し個別契約を解除したときは、個別契約に係る最低利用期間満日までの当該個別契約のサービス料金に消費税等相当額を加算した総額から、解除時点における支払済のサービス料金に消費税等相当額を加算した額を差し引いた残額を直ちに一括で当社に支払うものとする。

4．前3項に基づく個別契約の解除および弁済は、第1項に該当する当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

5．契約者および当社は、サービスプロバイダが日本国でのプロバイダサービスの提供を止めたとき、またはサービスプロバイダが自国で倒産手続きをしたときは、損害賠償の負担なく将来に向かって個別契約を解除するものとし、この場合のサービス料金その他の扱いについて、契約者および当社間で協議しその措置を定めるものとする。

6．契約者および当社は、当社が、理由の如何を問わず（ただし、第３８条（契約の解除）および第３９条（反社会的勢力との取引排除）を含まない)、当社が本サービスの提供を中止または廃止する場合は、損害賠償の負担なく将来に向かって個別契約を解除するものとし、この場合のサービス料金、契約者の本サービスの利用その他の取扱いについて、契約者および当社の間で協議しその措置を定めるものとする。

第３９条（反社会的勢力との取引排除）

1．契約者および当社は、相手方が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方は何らの通知、催告も要せず、直ちに個別契約の全部または一部を解除できるものとする。

（1） 自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）であるとき、または反社会的勢力であったとき

（2） アメリカ合衆国の移民国籍法のセクション 219 において国外テロリスト組織として指定されている組織に対して、物質的な支援または資源を提供したとき（かつ、物質的支援または資源の性質、場所、出所または所有権を隠匿または偽装したとき）

（3） 自己および自己の役員が、反社会的勢力を利用したとき

（4） 自己および自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与したとき

（5） 自己および自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき

（6） 自己が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い相手方の名誉や信用を毀損し、または、相手方の業務を妨害したとき

2．契約者および当社は、前項各号を確認することを目的として相手方が行う調査に協力するものとする。

3．契約者および当社は、第1項に該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

4．第1項による解除は、契約者および当社が被った損害につき第1項に該当する当事者に対し損害賠償請求をすることを妨げない。また、当該解除により第1項に該当する当事者に損害が生じても、契約者および当社はこれを一切賠償しないものとする。

第４０条（損害賠償）

1．本サービスを利用して契約者が提供または送信する情報は、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証もおこなわないものとする。当社は、本サービス利用の結果に関し何らの保証をおこなうものではなく、また本サービスが契約者の業務または事業活動において特定の目的を達成することを保証するものではない。

2．当社は、本約款に別段の定めがある場合を除き、理由の如何にかかわらず契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3．当社は、本約款に基づき損害を賠償する場合、本約款および個別契約の履行に係る、直接かつ現実に生じた通常損害に限り賠償責任を負うものとし、特別な事情による損害、間接損害および逸失利益については賠償責任を負わないものとする。なお、当該損害賠償額の範囲は、損害発生の直接原因となった個別契約に定めるサービス料金の月額相当分を限度とするものとする。

第４１条（当社の免責事項）

1．当社は、本サービスを「現状のまま」で提供し、当社およびサービスプロバイダが明示的または黙示的なあらゆる種類の保証（市場性の保証、特定用途への適合性、第三者の権利の非侵害を含むがこれらに限定されない）をすべて明白に放棄することを、契約者は理解して同意するものとする。

2．当社は、第４０条（損害賠償）の場合を除き、本サービス用システムの保守、交換、改善その他の変更もしくは故障その他の障害または第三者の故意もしくは過失による契約者の情報の利用不能、送信遅延、誤送、消失、改竄および漏洩ならびにこれにより発生した損害を含め、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、原因の如何にかかわらず、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が被った損害についてはこの限りではない。

3．当社は、前項に加え、サービス仕様書に定める免責事項について、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。

4．契約者による本サービスの利用またはこの利用に関連または関係する契約者の何らかの行為を原因として第三者から当社に対し何らかの要求、訴訟その他の請求（以下、「当該紛争等」という）が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該紛争等の解決にあたり、かつ当社を免責するものとする。万一、当該紛争等に関連して当社に損害が発生した場合、契約者は、これを賠償する責任を負うものとする。

5．当社は、本サービス用システムに格納した契約者の情報（以下、「契約者の情報」という）の保管、保存およびバックアップ等に関して責任を負わない。
6．当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害ならびに第三者に与えた損害およびこれに係る賠償責任について、本約款で定める以外、いずれの場合においてもその請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が被った損害についてはこの限りではない。
7．天災、事変その他不可抗力により本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとする。
8．当社は、本サービスの保守、運用上または技術上必要とした場合、必要最低限の範囲で契約者の情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為をおこなうことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾する。ただし、本項は、当社の監視義務および管理責任を定めたものではないものとする。
9．当社は、本サービス用システムの故障等により契約者の情報が消失したため発生した損害、または第三者の故意または過失による契約者の情報の改竄や消失に起因する損害、その他、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の責任の種類を問わず賠償の責任を負わないものとする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が被った損害についてはこの限りではない。
１０．当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その完全性、正確性、有効性または適法性に関する保証を含め、何らの保証もしないものとする。当該情報のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等についても、当社は、何らの責任も負わないものとする。
１１．当社は、本サービス用システム等へのすべての不正とみなされる侵入、その他の不正とみなされる行為を防止することを保証する責任を負わないものとする。
１２．本サービスを利用するための初期設定作業等の遅延により、個別契約にて定めた本サービス提供開始時期までに本サービスを提供できない場合であっても、当社は当該遅延に対して何らの責任も負わないものとする。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者が被った損害についてはこの限りではない。
１３．当社は、契約者の誤作動や誤操作など、起こりうる各種障害に対して人命の安全に配慮した動作へ移行することが必要な環境や業務での利用を目的とした用途により発生しうる事象について、一切の責を追わない。
１４．当社の免責事項は、本サービスに係る免責、無保証および損害賠償責任の制限につき、本約款で定めるものの他、プロバイダサービス規約に定めるとおりとする。
１５．当社およびサービスプロバイダは、プロバイダサービスと接続する第三者のサービスの動作およびこれに起因する損害について、一切の責任を負わない。
１６．契約者は、本サービスの提供にあたり、第三者の権利を侵害しもしくは第三者との間に紛争を生じた場合、またはそれらのおそれが生じた場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、自己の費用と責任においてこれを解決し、当社を免責し、当社に生じた費用、損失および損害を補償するものとする。

第４２条（契約終了後の処理）

1．契約者は、理由の如何を問わず個別契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を終了する

ものとし、以後本サービスを利用してはならないものとする。

2．前項の場合において、契約者は、本サービスの利用にあたって当社から提供を受け、または本サービス用システムもしくは契約者設備に格納された全ての資料等（複製物を含む。）を契約者の責任で速やかに消去するものとする。

3．理由の如何を問わず個別契約が終了した場合、当社は、契約者に通知することなく、個別契約終了日から一定期間経過後に、本サービス用システムに保存された契約者に関する情報（複製データを含むが、本サービスの利用実績に関する情報ならびに契約者による操作ログは含まない。）を消去する

4．契約者および当社は、第２８条 （知的財産権の取扱い)、第２９条（秘密保持)、第３０条（個人情報の取り扱い)、第４０条（損害賠償）および第４３条（管轄裁判所）の規定は、本約款終了後も有効に存続するものとする。

第４３条（管轄裁判所）

契約者および当社の間における本約款または個別契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一 審の専属的合意管轄裁判所とする。

第４４条（協議事項）

本約款または個別契約に定めのない事項または本約款および個別契約の解釈に疑義を生じた事項については、その都度契約者および当社の間で協議の上、処理解決するものとする。

※ 本約款に記載されている会社名および製品名は、各社の商標または登録商標です。

- AWS は Amazon Web Services, Inc.が提供するサービスです。
- ServiceNow は ServiceNow, Inc.が提供するサービスです。
- PagerDuty は PagerDuty, Inc.が提供するサービスです。
- Site24×7 MSP は、ゾーホージャパン株式会社が提供するサービスです。
- S-iDC コロケーションサービス、S-iDC クラウドホスティングサービス、S-iDC セキュアゲートウェイサービスは、NEC ネッツエスアイ株式会社が提供するサービスです。

制定：2026 年 1 月 20 日　ＮＥＣネッツエスアイ株式会社

以上